

健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題に関する意見の整理

1. 総論（基本的な考え方）

【5/18 検討会に提示した検討課題】

- ① 患者・国民にとって有用で、安心・安全で、利便性の高い仕組みとすることを第一の目的と考えて良いか
- ② まずは、オンライン資格確認システムやマイナンバー制度といった既存のインフラを活用することで、迅速かつ効率的に利活用を進めていくこととしてはどうか
特に新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、迅速なデータ利活用を進めるべきではないか
- ③ 全国的に医療機関と薬局を結ぶ既存のネットワークとしてはオンライン請求ネットワークもあるが、情報の利活用に関し、活用することについてどのように考えるか
- ④ 新型コロナウイルス感染症のような感染症が拡大している状況や大きな地震等の災害時においても、患者・国民、さらには医療関係者のためになる情報の利活用のあり方はどうあるべきか
- ⑤ 医療関係者にとって、適切な医療等サービスの提供や負担軽減・働き方改革にも繋がる情報の利活用のあり方はどうあるべきか
- ⑥ 健康・医療・介護情報を利活用する仕組みを構築、運用していくにあたってのセキュリティについて、どう考えるか

【関係する意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大等も念頭に情報の利活用を進めていくのは国民のコンセンサスを得やすいと考える。
- ・ 救急対応や災害時のデータの活用については、患者・国民等の支援に役立つ
- ・ 平時と平時以外のそれぞれにおいて、「利便性」と「安心・安全」のバランスを考慮することが必要
- ・ 費用対効果や費用負担のあり方について検討すべき
- ・ 非常時におけるセキュリティレベルについて検討しておくべき

意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- 情報の利活用は、国民にとって有用で、安心・安全で、利便性の高いものを目指す。
- さらに、健康・医療・介護情報の利活用は、通常時だけでなく情報の取得等に制約がある新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大期・流行期、病院等のデータが確認できなくなるような大地震等の災害時、意識障害等で患者の情報の取得が難しい救急医療の現場等の通常時と異なる場面においても、有用と考えられ、速やかに進める。
- まずは、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度など既存のインフラをできる限り活用することで、迅速かつ効率的に利活用を進める。その際、セキュリティや費用対効果にも十分配慮しつつ、速やかに費用負担の在り方について結論を得る。

2. 各論

(1) 健診・検診情報を本人が電子的に確認・利活用できる仕組みの在り方

【5/18 検討会に提示した検討課題】

- ① 各種健診・検診情報（※）の情報管理主体が保険者・自治体・事業主等異なっている中、国民が生涯に渡る健康データにアクセスできるようにするための情報提供の在り方をどう考えるか
※ 乳幼児健診、特定健診、事業主健診、がん検診、骨粗鬆症検診 等
- ② オンライン資格確認等システムの構築により、40歳以上の一人ひとりの特定健診情報が閲覧できるようになるが、今後更に、この仕組みをどのように活用していくべきか
- ③ 健診・検診結果について、関係機関が効率的に情報連携し、国民に情報提供するためには、情報の電子化やデータ形式の標準化が必要となるが、どのように進めていくか
- ④ 国民にとって最も利便性の高いインフラを整えていくため、官民や個人の役割分担を整理するとともに、基盤となるインフラについては国や自治体等で整備することについて、どのように考えるか
その上で、国民等が既に民間 PHR サービスを利用している状況も踏まえ、国民や関係機関等が安全で適切なサービスを選択・活用するためのルール作りや運用・メンテナンスを行う体制の整備について、どのように考えるか
また、マイナポータル等との API 連携等について、どのように考えるか
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の発生時や災害時のような非常事態において、患者・国民、更には保健所・医療機関による取組に資する情報の利活用の在り方はどうあるべきか
また、災害時等のデータ逸失の防止を含め、適切な情報管理の在り方はどうあるべきか

【関係する意見】

- ・ 多くの人を使うようになるとセキュリティをどう保つか要検討
- ・ 健診・検診情報の民間活用も進んでおり、ルール作り等環境整備を急ぐ必要
- ・ 事業主健診結果の活用のため、保険者にデータが集まる方策を検討して欲しい
- ・ 学校健診の情報も重要であり、一体的に進めて欲しい
- ・ 健診・検診情報だけでなく、薬剤情報なども含めて検討して欲しい。

意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- 各種健診、検診情報の情報管理主体が保険者、自治体、事業主等異なっている中、国民が生涯に渡る自分の健康データにアクセスできるよう、速やかに各種健診・検診情報が閲覧・利用できる仕組みを構築することとする。
- オンライン資格確認等システムにより、40歳以上の事業主健診情報は高齢者医療確保法に基づき保険者を經由して特定健診情報として提供される。加えて、40歳未満の事業主健診情報についても有効な活用を図るため、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることとする。

- こうした取組に加え、自治体健診・学校健診等についても一体的に進めることとする。
- マイナポータルによる閲覧とともに、民間活用を進めるに当たって、国が中心となってルールを作成することも含め必要な環境整備を早急に行うこととする。

(2) 医療等情報を本人や全国の医療機関等において確認・利活用できる仕組みの在り方

【5/18 検討会に提示した検討課題】

- ① 診療における情報連携が有用なミニマムデータについては、医療の質の向上や効率化、患者自身の健康管理や重症化予防の視点とともに、技術動向や費用対効果を踏まえて検討することについてどう考えるか
- ② レセプトに基づく情報については、全国一律に統一された様式で集約されており、例えば、以下のような状況において有用と考えられ、これらのデータ項目を、患者本人や全国の医療機関等が確認・利活用できる仕組みを早期に構築していくことについて、どう考えるか
(例)
 - ✓ 高齢者や意識障害の救急患者等本人や家族から情報が得られない場合でも、抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析、特定健診情報等を把握することで、救急医療等に有用
 - ✓ 高齢者をはじめとして複数の医療機関等を受診する患者について、集約された薬剤情報等を把握することで、重複や併用禁忌の確認やかかりつけ医に期待される総合的な診療に有用
 - ✓ 高齢者や認知症等の患者が増え、本人が覚えていない、うまく話せないことが多く、過去の受診した医療機関名等の情報を正確に把握することで、必要な医療情報の照会・入手や、医療従事者による確認の負担軽減に有用
 - ✓ 地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大時等に、かかりつけ医等通常の医療機関等にかかることが困難な場合や、オンライン診療等が行われる場合において、薬剤情報や傷病名等から、重症化リスクのある患者や継続が必要な治療の把握に有用
- ③ レセプト情報以外の医療情報については、医療情報を標準化しつつ医療機関外へ提供される仕組みの検討が必要であり、新型コロナウイルス感染症拡大時における医療現場の情報連携のニーズや実態、薬剤情報等のレセプト情報の利活用の状況等を踏まえながら、医療情報システムの標準化を進め、さらなる検討を進めることについてどう考えるか

【関係する意見】

- ・ レセプト情報は項目が決まっており、全国の保険医療機関が提供しているため有用
- ・ 検査結果の一部も提供できれば公衆衛生上非常に有用な情報になる
- ・ レセプト情報はタイムラグがある。最新の情報を確認できる仕組みも引き続き検討が必要
- ・ 地域医療情報連携ネットワークと全国のレセプト情報の活用との役割分担を整理する必要
- ・ 医療的ケア児等に関して、家族等が入力する方法で処方情報や検査画像、日々のケア記録等を共有する仕組みが試行的に始まっており、こうした仕組みも参考とすべき
- ・ 災害時の身元確認に資する口腔診査情報標準コード仕様を導入すべき

意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- まずは、全国一律に統一されて集約されているオンライン資格確認等システムにある薬剤情報に加えて、手術情報等の情報を活用する。これは、
 - 一 救急、災害時、感染症拡大期など、緊急時やかかりつけの医療機関に診てもらうことが難しい場合においても必要な医療情報の迅速な把握が可能になる
 - 一 複数の医療機関等を受診する患者の総合的な診療に有用
 - 一 高齢者などで本人の記憶があいまいな場合でも、正確な医療情報を入手できるなど有用であり、全国の医療機関等がこうした医療情報を確認・利用できる仕組みを構築することとする。
- 薬剤情報に加えて確認・利活用できることとする情報は、現在でも患者に交付されている診療明細書に記載されている医療機関名、診療報酬が算定される手術・移植、透析といった診療行為の項目のほか、医療関係者間において患者を診療する際に有用と考えられる項目とする。
- なお、全国の医療機関等で医療情報を活用するに当たっては、地域医療情報連携ネットワークにおける取組も踏まえながら運用を検討する。
- さらに、学会等の取組も参考に、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化を進めつつ、上記以外の医療情報についても、退院時サマリや検査結果等情報項目の拡大や、できる限り最新の情報を共有できる方策について、オンライン資格確認等システムにある情報の活用の成果等も踏まえつつ検討を進める。

(3) 電子処方箋の実現に向けた環境整備

【5/18 検討会に提示した検討課題】

- ① これまでの紙の処方箋を患者が自ら運ぶ仕組みではなく、患者の利便性を考えた処方箋情報の電子的な共有の仕組みのあり方についてどのように考えるか
- ② 現行の電子処方箋ガイドラインに基づく電子処方箋の利用が確認されていない現状において、国民の誰もが利用できる仕組みとするための方策をどのように考えるか
- ③ 処方箋情報の電子的な共有の仕組みの実現に際して、全国で利用でき、処方情報や調剤情報を活用することによって重複投薬の回避にも資する仕組みとすることについてどのように考えるか
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応下でファクス情報に基づく調剤が可能となっているが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要となっている等の現状を踏まえ、医療機関・薬局での負担軽減を図るための仕組みについてどのように考えるか
- ⑤ 全国的に医療機関と薬局を結ぶ既存のネットワークとしてはオンライン請求ネットワークが考えられるところであるが、オンライン資格確認システムとして過去の薬剤情報の確認などができるようになる状況も踏まえ、同ネットワークを利用しリアルタイムで情報を共有する仕組みについてどのように考えるか

【関係する意見】

- ・ 電子処方箋が全国で利用できることやリアルタイムで情報共有する仕組みであることは必要
- ・ 電子処方箋の導入に際しては、紙を電子化するというだけではなく、デジタルを主と考えることが必要
- ・ 処方情報・調剤情報の共有を患者が望まない場合があり得ることを踏まえた情報共有の仕組みを検討すべき
- ・ 電子処方箋の真正性を確保するための方策を検討すべき

意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- 電子処方箋については、全国で利用できるものとし、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。
- リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。
- 処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。